

西九州大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、西九州大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 27(2015)年 7 月までに改善報告書(議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む)を提出すること。

II 総評

学園創設者が提唱した建学の精神に基づき「あすなろう精神」を教育理念として定め、大学としての使命・目的を果たしている。建学の精神及び使命・目的は、さまざまな広報媒体や手段により学内外へ周知されている。

教育研究を遂行するための基本的な組織及び施設は適切に整備されている。教養教育を審議するための組織として「共通教育運営委員会」を設けている。教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は適切に整備、運営されている。

教育目標を達成するための適切な教育課程を編成している。年間履修登録が可能な単位数の上限設定、シラバスの記載事項の改善及びチェック体制の整備など課題はあるものの、各種免許・資格取得のための特色ある科目編成がなされており、学生の状況を把握するためのさまざまな工夫がされている。

アドミッションポリシーを明確に定め、厳正かつ適切な入学者選抜が実施されてはいるものの、一部の学科にあっては収容定員を満たしていない状況にある。「就職活動カウンセリングシステム(UniCareer system)」を有効に活用させて高い就職率をあげている。

各教育組織が設置基準及び厚生労働省で定めた教員数を十分満たし、教員構成についてもバランスがとれており、適切な配置がされている。専任教員の授業担当時間数も適切である。「健康福祉研究センター」に研究助成制度を設けて教員の研究推進に努めている。

事務組織及び運営についての諸規定が整備され、教育研究支援のための事務体制が整っており、それに則って適正な事務運営が行われている。教員と職員との間には連携が図られ、協力体制が構築されている。

法人及び大学の管理運営体制は、概ね適正に運用されてはいるものの、理事会における補正予算決定の手順には重大な不備がある。理事、評議員の選任については、学外者を積極的に受入れ、編制が偏らないよう配慮している。自己点検・評価報告書は、ホームページ上では公開されていないが、学内外の関係者に配付されている。

消費収支差額はマイナスとなっているが、平成 24(2012)年度に子ども学科が完成することを踏まえ、消費収入の増加、収支差額の改善を考慮した運営が行われている。外部資金

導入に力を注いでおり、平成 22(2010)年度には、文部科学省の大学生の就業力育成事業として「真の就職率ナンバーワンプロジェクト」が採択された。

キャンパスは豊かな自然に囲まれ、閑静な環境にあり、教育研究を実現するために必要な施設、設備の充実と安全管理に配慮している。

健康、栄養、福祉、リハビリテーション、子どもを専門とする佐賀県内唯一の4年制私立大学として、教育研究の成果を地域社会に還元し、地域との連携強化を図っている。食育推進ボランティア「あすなろ隊」をはじめ、各種ボランティア活動に半数以上の学生が定期的に参加し、地域の活性化に貢献している。大学が中心となり、産官学連携のもとに「高齢者虐待防止ネットワークさが」を構築し、福祉問題解決のための取組みを行っている。

「西九州大学教育職員倫理綱領」「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」「西九州大学ハラスメント防止規程」「学校法人永原学園個人情報保護規程」などの社会的責務を果たすための諸規程を制定し、運営している。避難訓練は神園キャンパスでは実施されているものの、神埼キャンパスでは実施されていない。危機管理に関する規定、マニュアルは未整備であるが、「安全の手引」を作成し、学生の安全確保、危機対応に努めている。

総じて、若干見直しが必要な点は見られるものの、建学の精神及び使命・目的に基づいて、教育研究活動、社会連携などについては優れた点もあり、今後、参考意見などを踏まえて、更なる質的向上及び発展を期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

学園創設者が掲げた「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人材を養成する」を建学の精神に掲げ、その精神に基づいた教育理念として「あすなろ精神」が継承されている。その建学の精神を踏まえた大学の使命・目的は、学則に定められており、大学が発行する各種印刷物、ホームページなどの広報媒体を通して学内外に周知されている。

建学の精神は、学長が学生や保護者に対して、入学式や後援会の集会において説明している。教職員には教授会や各種会議の機会に喚起をし、学生への周知を促している。また、学長が共通教育科目「基礎演習あすなろ」の1コマを担当し、創立者の業績、建学の精神、教育理念について詳しい説明をしている。更に、平成 23(2011)年度からは「あすなろ体験Ⅰ」を開講し、順次「あすなろ体験Ⅱ」「あすなろ体験Ⅲ」を開講予定している。各授業を通してその理解を深めるよう配慮し周知に努めている。「あすなろ精神」を具体的に、授業科目、施設、学生ボランティア団体などの名称に使用するなど、学生が大学の教育理念を身近なものとして捉えることができるように工夫している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究組織については、学部、学科、研究科以外に、附属機関である「健康福祉研究センター」「食育サポートセンター」「健康福祉実践センター」「あすなろうセンター」「健康福祉・生涯学習センター」が設置され、大学の使命・目的を達成するための組織が適切に連携し運営されている。

人間形成のための教養教育として、教育のあり方、理念、カリキュラムの検討、初年次教育などを審議する組織として「共通教育運営委員会」が設けられており、各学科より選出された教員が構成員となっていることから、各教育組織の意見が集約され得る体制が整っている。

教授会の構成員は適切であり、教学に関する重要事項を審議している。また、「大学協議会」「企画委員会」「共通教育運営委員会」、教授会、各学部教務委員会などが、審議案件によりそれぞれの会議で適切に検討し、決定されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育目的を達成するために、大学共通の教育目的を設定するとともに、学科ごとに教育目的、学位授与方針、教育課程の編成方針、入学者受入れ方針を定め、学生便覧、募集要項、大学ホームページに公表している。教育目的が教育課程などに反映されるよう、学生が入学時から目的意識を明確に持てるようカリキュラムが専攻ごとに編成され、能動的な学習を通して課題発見、ディスカッション、プレゼンテーション能力などを培っている。

教育課程について、年間取得が可能な単位数の設定、シラバスの記載内容の改善及びチェック体制の構築などは必ずしも十分とはいえない点はあるが、各学科・コースで専門教育科目及び教員免許・資格に関わる教育科目で編成され、特に、教員免許や資格取得のための特色ある科目編成がなされている。

教育目的の達成のための点検・評価については、「授業改善のためのアンケート」「担任制及び履修カルテ／ポートフォリオの導入」「就職状況・資格取得状況」「大学院における資格取得状況」「学生の生活調査及び満足度調査」などを実施し、その結果を総合的に評価し、改善に役立てている。

【参考意見】

- ・ 1 年間に履修登録できる単位数の上限が高く設定されているので、単位の実質を保った

めの配慮が望まれる。

- ・シラバスに授業計画や成績評価基準が明確に示されていない科目が一部あるので、チェック体制も含めた早急な対応が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

募集単位ごとのアドミッションポリシーは明確に定められ、募集要項やホームページなどの各種媒体により公開されている。入学者選抜試験は厳正・適切に運用されている。定員充足率は一部学科で定員未充足の状況にあるが、学部・学科改組の将来構想の検討や初年度教育、就業力育成カリキュラムを充実化し、必修とするなどの対応策がとられている。大学はその特性を生かした少人数教育を行っており、修学環境も適正に保たれている。

学習支援体制、学生サービス体制及び学生の意見をくみ上げる方法は、適切に整備されており、オフィスアワー、担任制、無料スクールバスなどの種々の方策が有効に機能している。

経済支援は学内奨学金などの種々の奨学制度がある。健康相談、心的支援、生活相談、就職・進学支援は、適切に整備・運用されている。特に、平成 21(2009)年度には文部科学省の大学教育・学生支援推進事業で「就職活動コーディネート強化による就職の質向上プロジェクト」の取組みが採択された。中途退学・留年者対策は、各種の対策を講じ、対応している。「国際交流センター」では外国大学との学術協定を締結し、交換留学、体験留学を実施している。キャリア教育は、各学年に対応する豊富な開講科目が用意されている。

【優れた点】

- ・平成 21(2009)年度に採択された文部科学省の大学教育・学生支援推進事業において整備された「就職活動カウンセリングシステム(UniCareer system)」は有効に機能し、高い就職率をあげていることは高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

各学部・学科・研究科とも設置基準及び厚生労働省で定めた教員数を十分満たし、適切に配置されている。

教員の年齢構成は、全体的にバランスがとれている。教員の採用・昇任に関する規定は、明確に定められ適切に運用されている。専任教員の授業担当時間は概ね適切な担当時間で

あり、TA(Teaching Assistant)制度、助手による授業補助、オフィスアワーなどは適切に行われている。教育研究費及び研究旅費などは適切に配分され、特に、「健康福祉研究センター」での研究助成は特筆に値する。科学研究費補助金などの外部資金獲得について、種々の努力が認められる。

学部及び研究科のFD(Faculty Development)活動は、講演会、授業公開、また、「教育研究活動報告書」を作成し、次年度授業の改善を図っている。また、授業アンケート結果及び活動状況を自己点検・評価し、教育研究活動の向上に役立てている。平成 23(2011)年度には教員評価システムを整備し、試行している。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織編制は「学校法人永原学園管理運営規則」において明確に定められており、大学の目的達成のために必要な事務の詳細については、「西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程」に定められ適正に運営されている。職員の採用・昇任・異動については、常任理事会で審議・決定の上実施している。

職員の資質向上のためのSD(Staff Development)は、平成 22(2010)年に策定した「第 2 次中期目標・中期計画」の中で、「事務職員の職能の開発」と「企画立案能力の向上」に取り組むことを明記し、学内外で実施する各種研修会に職員を参加させている。

大学の教育研究支援のため、事務局に必要な部署を置き、神埼・神園の両キャンパスの事務体制は整備されている。職員が学部教授会や各種委員会に出席することにより、教員と職員の意思疎通、協力体制が図られ、教育研究の充実と円滑化に寄与している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学の管理運営体制は、寄附行為に基づいて理事会、評議員会がそれぞれの役割を果たし概ね適正に運用されているものの、理事会における補正予算決定の手続きには重大な不備がある。あらかじめ理事会から委任された事項については、理事長、副理事長及び常勤の理事で組織する常任理事会において審議することにより、業務決定の効率化と迅速化を図っている。理事、評議員の選任については、学外者を積極的に受入れるなど、編制が偏らないよう配慮している。

寄附行為において、学長が役職指定理事として法人の意思決定に参画できるよう定められている。特に、現在は理事長が学長を兼務しており、管理部門と教学部門の連携が図ら

れている。

平成 5(1993)年に自己点検・評価に関する規定を制定して以来、学長を委員長とする「点検・評価運営委員会」の下に専門委員会を置き、報告書作成などの実務作業を行っている。大学の将来構想などを検討する「企画委員会」には、「点検・評価運営委員会」の構成員が全て含まれており、中期目標・中期計画に基づき毎年度作成される「アクションプログラム」の立案に参画できるようにしている。自己点検・評価報告書は、ホームページでは公開されていないものの、学内外の関係者・関係諸機関に送付している。

【改善を要する点】

- ・ 補正予算については、あらかじめ評議員会の意見を聞くことなく理事会で決定している
ので、私立学校法第 42 条に則り、適正に運営を行うよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・ 自己点検・評価報告書をホームページ上で広く公開することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学全体で収容定員充足率は 100%を下回っており、消費収支差額マイナスの主要因になっているものの、子ども学科の完成する平成 24(2012)年度には消費収入の増加、収支差額の改善を見込むなど、収支状況を考慮した運営がなされている。また、単年度収支改善への努力を継続する一方で、耐震補強工事を含む校舎増改築工事のための第 2 号基本金組入も計画的に実施するなど、今後の大型投資に対する準備を進めている。更に、ストック面では長短期借入金はなく、現預金残高、各種引当資産も相応にあり、当面の教育研究活動に必要な財政基盤は有している。なお、会計処理は公認会計士の監査のもとで処理されている。

財務情報の公開は閲覧、広報誌掲載、ホームページ掲載などの方法によりなされている。

平成 22(2010)年度の外部資金として「真の就職率ナンバーワンプロジェクト」が文部科学省の大学生の就業力育成事業に採択されるなど、教育研究活動の充実に向けて科学研究費補助金などの外部資金導入へ向けての努力がなされている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は歴史文化遺産を含む公園が隣接する豊かな自然環境にある。神埼キャンパスと神園キャンパスの2つのキャンパスを擁しており、校地、運動場、校舎、体育施設、情報サービス施設、付属施設など、教育目的を達成するために必要な施設・設備が設置され、快適な学生生活の環境を維持するための整備がなされている。

両キャンパスに耐震基準を満たしていない校舎があるものの、耐震補強工事が計画されている。施設・設備の安全性は、種々の対策により確保されており、各校舎の開閉ドアは電気錠を採用し、時間外にはカードキーで解錠を行うなどの配慮がされている。夜間巡回警備の実施、バリアフリーなど種々の対策が講じられ、快適な学生生活を送れる環境が整えられている。

両キャンパスにおいては、アメニティ環境に十分配慮した整備が推進されている。健康面や自然環境面にも配慮し、建物内は全面禁煙とし、廃棄物の分別作業を徹底実施している。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

健康、栄養、福祉、リハビリテーション、子どもを専門とする佐賀県内唯一の4年制私立大学として、その特性を生かした活動に積極的に取り組み、特に、「健康福祉実践センター」「臨床心理相談室」「健康福祉・生涯学習センター」は、生涯学習を通じて教育研究の成果を社会に提供するだけでなく、心理相談などの実施による実践教育の場として、地域社会に密着した活動を行っている。

国立の佐賀大学を代表とする「大学コンソーシアム佐賀」に加入し、共通教養教育科目の開講や合同の「FD/SD研修会」開催などにより連携を強めている。

佐賀県や地元自治体と食育に関する連携・協力協定を締結し、「食育サポートセンター」を拠点に企業・関係団体と連携して食育支援を行っている。単位化による大学の後押しもあり、学生の半数以上が何らかのボランティア活動に参加し、地域の活性化に貢献している。

【優れた点】

- ・産学官連携のもと大学が中心となって構築した「高齢者虐待防止ネットワークさが」は、事務局を大学に置いて福祉問題解決のためのさまざまな取り組みを行い、高齢者虐待や高齢者介護について県内で関心が高まるなどの実績を上げている点は高く評価できる。
- ・食育推進ボランティア「あすなる隊」には多くの学生が参加し、さまざまな場で自ら開発した教材を使って地域の子どもたちに食の大切さを教えるなど、大学と地元自治体が締結した食育に関する協定に基づく活動の一翼を担っている点は高く評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理については、「西九州大学教育職員倫理綱領」のほか、「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」「西九州大学ハラスメント防止規程」「学校法人永原学園個人情報保護規程」などを制定し、適切に運営している。また、「ハラスメント防止ワーキンググループ」を設置し、ハラスメント防止のための教職員向けの研修講演会を実施するなど、組織倫理の確立と適切な運営に努めている。

危機管理体制の確保のため、危機管理に関する規定やマニュアルの整備、キャンパス単位での避難訓練の実施が望まれるものの、キャンパス内の巡回警備、AED（自動体外式除細動器）の設置、教職員緊急時連絡網の制定など、危機管理体制の整備に努めている。また、安全面への配慮として全学生・教職員向けに冊子「安全の手引」を配付するなど、学生の安全確保、危機対応に努力している。

大学の教育研究成果については、平成 15(2003)年、平成 20(2008)年に「教育研究活動報告書」を刊行し学内外に周知している。更に、平成 23(2011)年 4 月からはホームページで公表している。これによりステークホルダーのみならず、学内外へ広報できる体制にするなど、教育研究成果の広報体制の整備と改善のための努力が行われている。

【参考意見】

- ・危機管理に関する規定やマニュアルが整備されていないため、早急に整備されることが望まれる。
- ・神園キャンパスでは避難訓練を実施しているが、主たるキャンパスである神埼キャンパスで実施していないので、今後キャンパス単位での計画的な実施が望まれる。

